

島根県立大学人間文化学部・島根県立大学短期大学部障がい学生支援委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程第7条第2項に基づき、障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）に必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会に、委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(組織)

第3条 委員会は、前条に定める委員長と次に掲げる委員で構成する。

(1) 教務部長、学生生活部長、教務学生生活部長

(2) 保健管理委員長

(3) 障がい学生支援コーディネーター

(4) 看護師

(5) 事務部長

(6) その他委員長が必要と認めた者

(所管事項)

第4条 委員会は、障がいのある学生の修学に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 障がいのある学生からの申し出に対する支援に関すること

(2) 受験上の支援に関すること

(3) 修学上の支援に関すること

(4) 学生生活上の支援に関すること

(5) 施設・設備の整備に関すること

(6) 修学の支援に係る予算に関すること

(7) 支援組織及び個別支援チームとの調整に関すること

(議決)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ成立せず議事を決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 早急な対応が必要な場合などの取り扱いについては、別に定める。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別支援チーム)

第7条 障がいのある学生の修学支援を円滑に実施するため、委員会の下に、個別支援チームを置く。

2 個別支援チームは、当該障がいのある学生ごとに設置する。

(個別支援チームの組織)

第8条 個別支援チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 障がい学生支援委員長
- (2) 障がい学生支援コーディネーター
- (3) 看護師
- (4) 担当指導教員
- (5) 事務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(個別支援チームの任務)

第9条 個別支援チームは、次に掲げる事項の業務にあたる。

- (1) 障がいのある学生の支援のための具体的方策の実施に関する事
- (2) 関係機関との連絡、調整及び連携に関する事
- (3) その他障がいのある学生の支援に関し必要な事項

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。